

3 月教育委員会定例会議事録

午後 1 時 2 5 分開会・開議

令和 2 年 3 月 1 9 日（木）

午後 2 時 2 1 分閉会・散会

令和 2 年 3 月 1 9 日御坊市教育委員会定例会を御坊市教育委員会会議室
に招集

議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期及び時間の決定

日程第 3 前回の議事録の承認

日程第 4 教育長の報告

日程第 5 議事

第 8 号議案 御坊市適応指導教室設置要綱の全部を改正する要綱

第 9 号議案 御坊市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

第 1 0 号議案 御坊市公民館地区館及び分館の運営に関する規程の一部を改正する規程

第 1 1 号議案 児童館運営に関する規程の一部を改正する規程

日程第 6 その他

(1) 行事予定について

(2) 3 月定例会市議会における一般質問について

(3) その他

日程第 7 次回開催日の決定

日程第 8 議事

第 12 号議案 御坊市立学校管理規則の一部を改正する規則

委員等定数 5 名

出席委員等（5） ・奥 幹夫教育長 ・柚瀬真規子委員 ・坂田 豊委員
・文蔵武人委員 ・芝崎二郎委員

欠席委員 （ ）

説明のため出席した者の職・氏名

・教育次長 箱 谷 徳 一 ・生涯学習課長 森 田 誠
・教育総務課長 阪 本 興 平

本委員会の書記の職・氏名

・教育総務課長補佐 細谷 真名美

◎ 開会及び開議

○ 教育長から開会を宣告する。

◎ 日程第 1 議事録署名委員の指名

○ 教育長から議事録署名委員に、芝崎二郎委員を指名する。

◎ 日程第 2 会期及び時間の決定

○ 教育長から本委員会の会期を本日限りとし、閉会予定時刻は午後 2 時 30 分を目処としたいとの提案をした。出席委員に異議なく、会期及び時間を決定した。

◎ 日程第 3 前回の議事録の承認

○ 教育長が、全委員に対して意見等を求めたところ、特段の異議、意見等なく、これを承認することとした。

◎ 日程第 4 教育長の報告

1. 校長会

2 月 17 日の校長会については、特に報告するような主だった内容はございませんでした。

3月18日の校長会について報告します。教育長伝達として、綱紀の厳正保持ということを伝達しました。中学校の教師が体罰をしたということで懲戒処分が出ています。小中学校で体罰が続いているので、県の資料を使って職員に研修をするよう通達がありましたので、校長に伝達して指導監督の徹底を依頼しています。

その後、協議に入りました。現在は新型コロナの影響で臨休に入っていて、今後どのように変わっていくかわからないところです。今のところ、卒業式と修了式に代えての登校日は設けるが、離任式は行わないという方向です。4月の入学式と始業式についてはまだ、最終決定はしていないので、そのことについて協議をしました。校長先生に話したのは、本日19日に政府の専門家会議があり、その見解を聞いて政府から指針が出るように聞いています。それを受けて県から開校とか臨休の期間等何かいってくると思うので、それを確認してから入学式と始業式についての判断をしたいということを連絡しています。各学校には、臨休等これまでにない対応をしてもらっている中で、その中で困っていること、協議したいことについて話を聞きました。3月18日の校長会の主だった内容はそのようなところです。

2. 日高地方定例教育長会

3月3日の日高地方定例教育長会についてです。最初は、いつものように日高教育支援事務所から連絡等がありました。2月頃、和歌山県教育長会で県の教育委員会から機構改革をするということを聞きました。まだ具体的なことはわからないということで、大まかなことについての説明がありました。まず、事務所を紀北と紀南に大きく分け、紀北は今の本庁の教育委員会の事務所が中心になり、紀南は学びの丘を中心とした事務所になるということです。紀北は有田以北、紀南は日高から以南になります。日高教育支援事務所がなくなり、紀南の方に入るようになるのですが、部屋として数人はそのまま残るということですが、詳しくはわかりません。榎本所長からはそのような内容の話と、今後、様々な動きが出てくるので、その都度、市町の教育委員会へ連絡を入れさせてもらいますという話がありました。これが日高教育支援事務所からの主だった連絡です。

その後、議事に入りました。議事の1つは日高地区教科用図書採択協議会の設立に向けてということです。小中学校で採用される教科書の採択権限は市町村の教育委員会にあります。ただ、採択していくには地区を設定して採択していくということになっているので、日高地方の各市町がひとつの採択地区として取り組みを進め、日高地区で同一の教科書を採択することになります。日高地区の教育長会がその組織の中心となって会を開き、進めていきます。来年は中学校の全教科の教科書の採択になりますので、その採択協議会設立に向けて話し合いをしました。

それから、令和2年度日高地方中学校春季体育大会、歯と口の健康週間におけるポスター標語募集について共催依頼がありましたので協議をしました。

その後、この日は新型コロナウイルスの関係で臨時休業に入っていたので、時間をかけて、各市町の対応や取り組みについての情報交換を行いました。3月3日の定例教育長会の主だった内容はそのようなところ です。

3. その他

特になし

- 坂田委員より「新型コロナによって修学旅行にはどんな影響がでているのですか。」との質問があり、教育長が「修学旅行については9月以降に延期ということになります。中学校4校すべてと小学校では名田小学校が春に実施していましたので、秋に延期ということになります。修学旅行については、定例教育長会でも話し合い、郡内すべてそのような形となっています。」と答えた。
- 芝崎委員より「定例教育長会でのコロナについての情報交換の内容はどのようなものでしたか。」との質問があり、教育長が「定例教育長会があったのは3月3日で臨時休業に入ったばかりでした。それで、県からの色々な連絡についての話や、臨時休業中の家庭学習などの配布物のことや子どもの健康状況の把握や確認方法で家庭訪問をするかしないか、それから授業の未履修分をどうするか、また子どもの居場所確保ということで、学童に行っていない子への対応など、さしあたって3月3日現在で出た内容について話しました。」と答えた。

○ 柚瀬委員より「学校で子どもを預かることについて、先生方のとまどいや困ったことはありませんでしたか。」との質問があり、教育長が「各学校に確認したところ、家庭訪問や家庭連絡等で子どもの状況を把握していて特に問題や変わったことはないと聞いています。」と答えた。預かりの人数については、教育総務課長が「だいたい10人くらいで推移しています。昨日18日は12人、今日19日は6人です。期間は24日までなのであと2日ですが、困ったということは聞いていません。」と報告した。

○ 柚瀬委員より「外で遊んでいる子どもを見かけましたが、どのような過ごし方をしているのですか。」との質問があり、教育長が「学校の方へは目に余る行動があれば指導するという程度で、それほど過重に見回することは求めていませんでした。校区内で生徒指導に出る学校もありましたが、特にそれほど子どもを見かけなかったと聞いています。基本は家庭待機としているので、それほど出歩く子もいなかったようです。」と答えた。

◎ 日程第5 議事

第8号議案 御坊市適応指導教室設置要綱の全部を改正する要綱

○ 生涯学習課長より、「15ページから28ページをご覧ください。第8号議案につきましては、御坊市適応指導教室設置要綱の全部改正です。主な改正内容は、16ページの第5条（定員数）、17ページの第6条（体験入室）、第7条（入室の申込）、第8条（入室の承認等）、第9条（退室の手続）の追加等でございます。改正前の要綱では、定員数を記載していませんでしたので、今回10名程度ということをも16ページの第5条において追加させていただきました。また、第6条、第7条、第8条、第9条につきましては、改正前の要綱では、教室の入室又は退室を希望する者は、教育長に申出を行うものとする。また、申出があったときは、教育長は、児童生徒対策委員会へ諮問し、児童生徒対策委員会は検討結果を教育長に答申し、教育長は入退室を決定するものとして記載されています。これまでは、体験入室のこと及び入室の申込書などの様式が記載されていませんでしたので、今回の全部改正で17ペー

ジの体験入室に関する第6条、入室の申込に関する第7条、入室の承認等に関する第8条、退室の手続に関する第9条を追加等させていただきました。

また、様式に関しては、19ページからになります。体験入室を希望する場合は、19ページの様式第1号体験入室申込書で保護者から学校へ、そして、20ページの様式第2号で学校から教育長に体験入室依頼書を提出します。体験入室が終了した場合は、21ページの様式第3号体験入室終了通知書で、学校へ通知します。入室を希望する場合は、22ページの様式第4号入室申込書で保護者から学校へ、そして、23ページの様式第5号で学校から教育長に入室依頼書を提出します。そのことを児童生徒対策委員会へ諮問し承認した場合は、24ページの様式第6号入室承認通知書で、学校へ通知します。不承認の場合は、25ページの様式第7号入室不承認通知書で、学校へ通知します。退室を希望する場合は、26ページの様式第8号退室届で保護者から学校へ、そして、27ページの様式第9号で学校から教育長に退室依頼書を提出します。そのことを児童生徒対策委員会へ諮問し承認した場合は、28ページの様式第10号退室決定通知書で、学校へ通知します。以上が、主な全部改正の内容であります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。」と提案理由を説明した。

- 柚瀬委員より「今までは、申込書などの様式はいっさいなかったのですか」との質問があり、生涯学習課長が「あったのですが、きちんと様式を決めてなかったもので、要綱として決めました。」と答えた。
- 第8号議案について、教育長から出席委員に意見を求めたところ、他に特段の意見等なく、第8号議案については、承認することと決定した。

第9号議案 御坊市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

- 教育総務課長から、「本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、本規則で引用しています規定に条ずれが生じますため、本規則の一部を改正するものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。」と提案理由を説明した。
- 第9号議案について、教育長から出席委員に意見を求めたところ、特

段の意見等なく、第 9 号議案については、承認することと決定した。

第 10 号議案 御坊市公民館地区館及び分館の運営に関する規程の一部を
改正する規程

- 生涯学習課長から、「32、33、34 ページをご覧ください。第 10 号議案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、本年 4 月 1 日から会計年度任用職員制度が開始することに伴う、御坊市公民館地区館及び分館の運営に関する規程の一部改正でございます。この会計年度任用職員制度により、御坊市公民館地区館、分館の館長及び主事の身分が特別職の非常勤職員から会計年度任用職員になりますので、主な改正内容といたしましては、第 3 条第 3 項中、「任命期間」を「任用期間」に改め、同条第 4 項中、「報酬は、月末に支給する」を「21 日に支給する」と改めるものであります。ご審議の程よろしくお願いいたします。」と提案理由を説明した。
- 第 10 号議案について、教育長から出席委員に意見を求めたところ、特段の意見等なく、第 10 号議案については、承認することと決定した。

第 11 号議案 児童館運営に関する規程の一部を改正する規程

- 生涯学習課長から、「35 から 39 ページをご覧ください。第 11 号議案につきましては、これも、本年 4 月 1 日から会計年度任用職員制度が開始することに伴う、児童館運営に関する規程の一部改正でございます。この制度により、児童館の児童厚生員の身分が特別職の非常勤職員から会計年度任用職員になりますので、主な改正内容といたしましては、見出しを、「児童館運営に関する規程」を「児童厚生員の任用等に関する規程」に改め、第 3 条の見出し及び同条中の「任命」を「任用」に、並びに第 4 条の見出し及び同条中の「在任期間」を「任用期間」にそれぞれ改めるものでございます。また、第 5 条第 2 項「職員は週 25 時間以上の勤務とする」を実際の勤務時間に合わせまして、「職員は週 15 時間以内の勤務とする」に改めるものでございます。ご審議の程よろしく願いたします。」と提案理由を説明した。
- 第 11 号議案について、教育長から出席委員に意見を求めたところ、

特段の意見等なく、第 11 号議案については、承認することと決定した。

◎ 日程第 6 その他

(1) 行事予定について

- 教育総務課長から、行事予定について報告した。

(2) 3 月定例市議会における一般質問について

- 教育総務課長より、3 月定例市議会について次のとおり報告を行った。

3 月議会では、教育関係のことで、4 名の議員から一般質問がありました。まず、小池議員から、コロナウイルス感染症対策として、臨時休校に伴う学習面の遅れや家庭への負担についての質問がありました。それに対しては、「学校の臨時休校に伴い、未履修分をどのようにしていくかが課題となっています。中学校 3 年生と小学校 6 年生については、卒業間近ということもあり、必要な履修については、ほぼ終わっています。問題となるのは、中学校 1、2 年生と小学校 1 年生から 5 年生までの未履修分をどのようにするかということになりますが、今のところ臨時休業の期間が延長されるのかどうかなど見込めませんので、決定はしておりません。今後出される県の方針等を見ながら決定していきたいと考えます。ご家庭への負担については、臨時休業に伴い、子どもたちが一日家で生活を送ることにより、仕事を休んだり、昼食を用意するなどのご負担が生じていますが、保護者の方には、学校を臨時休業とした趣旨をご理解いただき対応をお願いしているところです。また、市においては、どうしても家で一人で過ごせない児童の居場所を学校に確保しています。」というふうにお答えしています。

次に宮路議員から、プログラミング授業の開始ということで体制は整っているのかという質問がありました。それに対しては「本年 4 月から小学校でのプログラミング教育が始まります。和歌山県では、これに先駆け平成 31 年度から「きのくに ICT 教育」が先行実施されています。この取り組みが行われる前年の平成 30 年 10 月から小学校の教員と中学校の技術科教員を対象とした研修が始まり、その後も継続して行われています。また、県教育委員会から指導資料や教材の配布もあり、本市においてもこれらを活用した授業を行ってきています。現時点で問題点等は聞いていませんのでスムーズなスタートがきれるものと考えており

ます。それに加えて、プログラミング教育を実施するにあたり、必要となる端末につきましては各学校に1クラス分のパソコンとタブレットを整備していますので、この点につきましても問題なくスタートがされるものと考えております。」とお答えしております。

宮路議員からもう1点空調の関係で大きな質問があり、その中で3点の質問がありました。1点目は「市内全校の電気料金について、小中学校の空調の整備が終わって、空調の導入前と後では電気料金はどうなっているのか」ということですが、「導入前と今年度の電気料金を比較すると大きい学校では約1.2倍の料金となっています。」とお答えしております。2点目は電気料金に対する国の補助制度はないのかとの質問ですが、それに対しては知る限りにおいてありませんので、「ありません。」とお答えしています。3点目は「節電方法としてデマンド監視装置はついているのか、また、自動制御システムはつけているのか」との質問ですが、それに対しては「高圧電力を受電している学校施設においては、節電やコスト削減のため、デマンド監視システムを設置しています。しかし、空調機自動制御システムは使用していません。現在のデマンド監視システムの利用料金は1校当たり月額4,030円となっております。これが空調機自動制御システムを導入した場合の利用料金がどうなるのかといいますと、設置しているエアコンの室外機の数に応じて料金が加算されるため、1年生から6年生まで1クラスの学校の場合、その利用料金は、月額27,430円になると試算され、約7倍のランニングコストがかかることになります。学校施設は大規模なショッピングモールや工場のような広さではないため、デマンド監視装置からの発報を確認してから教職員が手動で電気機器の使用を制御することが可能でありますので、現在のデマンド監視システムで対応していきたいと考えます。今後も電気使用状況等を見ながら、節電やコスト削減の方法を検討していきたいと考えています。」とお答えしています。

芝田議員からは新型コロナウイルス関連で2点の質問がありました。1点目は臨時休校に伴う児童預かりの相談件数と預かり数についてですが、学校への相談件数の把握はしておりませんので、「件数の把握はできておりません。」とお答えし、預かり数については、その日に応じた

預かりの人数をお答えしております。2点目の「学童保育と同じスケジュールでの預かりを行っているのか」との質問については「朝は学童と同じで8時からですが、終わりは学童は7時までですが、預かりは4時までです。」とお答えしています。

小川議員からもコロナ関係で3点の質問がありました。1点目は一斉休校の判断理由についての質問ですが、これにつきましては「国、県の実情を受け、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月2日から24日までを臨時休業とすることを教育委員会として決定しました。」とお答えいたしました。2点目の子どもたちや保護者への対応ということで「臨時休業中の心得については、市で統一した文書は配布しませんが、各学校から文書や口頭で指導しています。保護者が昼間、家にいない小学生への対応につきましては、学童保育を申し込まれていない家庭で、保護者の方がどうしても仕事を休めないなどの理由で、児童が一人で家で過ごせない場合は小学校に相談してもらい、学校で預かることにしております。」とお答えしております。3点目の未履修分についてどうするかとの質問ですが、これに対しては「未履修分については各学校で、既に把握済みで授業を実施する必要があると考えています。この部分についてのまとめのテストを実施するかしないか、また、成績に入れるか入れないかについてはそれぞれ各学校の判断になります。」とお答えしています。以上が3月定例市議会の一般質問についての報告です。

(3) その他

- 教育総務課長から、新型コロナウイルス関連の報告として、3月13日開催の臨時校長会の内容についての報告をした。

◎ 日程第7 次回開催日の決定

- 教育長が次回開催日について出席委員に諮り、4月16日（木）午後1時30分からとした。

◎ 日程第8 議事

- 教育長が、「事務局からの議案を追加したい旨、提案がありました。」との報告をし、出席委員に諮り、全委員の同意を得て審議に入った。

第 1 2 号議案 御坊市立学校管理規則の一部を改正する規則

- 教育総務課長から、「第 1 2 号議案ですが、規則改正文案の作成が遅れましたことから、追加議案として提案させていただきます。ご了承願います。本案につきましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正され、本年 4 月から施行されることに伴い、市立学校の教育職員についても、時間外勤務時間の上限を定める必要があるため、学校管理規則を改正し、1 ヶ月当たりの上限時間、1 年間の上限時間、それから、臨時的な特別な事情が生じた場合の 1 ヶ月当たりの上限時間、1 年間の上限時間、5 ヶ月平均の上限時間、1 年の内 1 ヶ月 4 5 時間を超えて業務を行う上限月数をそれぞれ定めるものです。なお、規定する時間等は、労働基準法で定められた上限時間と同じです。また、令和元年 1 0 月から開始した幼児教育の無償化に伴い、私立幼稚園への就園奨励制度を行う必要がなくなりましたことから、本規則の附則第 2 項において私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則を廃止するようにしています。以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。」との提案理由の説明があった。
- 第 1 2 号議案について、奥教育長から出席委員に意見を求めたところ、特段の意見等なく、第 1 2 号議案については、承認することと決定した。

◎ 閉会及び散会

- 教育長から令和 2 年 3 月 1 9 日（木）の御坊市教育委員会定例会の閉会を宣告する。

閉会時刻 午後 2 時 2 1 分 閉会・散会

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する。

教 育 長

署名委員